

26 大規模災害時における支援等に関する協定書

鶴岡市長 富塚陽一（以下「甲」という。）と鶴岡地区危険物安全協会会長 齋藤栄三郎（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における支援協力について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等により鶴岡市内に大規模な災害が発生した場合において、甲が行なう災害対策活動に乙が支援協力することにより、鶴岡市内における被害を防止することを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 乙が行なう支援協力は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人命救助及び被害の拡大防止に必要な工具等物資の提供
- (2) 防災資機材及び暖房機器の燃料の提供
- (3) 防災資機材等の修理に伴う技術職員の派遣
- (4) 前3号に定めるもののほか、現有の人員及び施設で対応できる支援協力で、甲から特に要請のあった事項

（支援協力の要請）

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話等により乙に支援協力を要請する。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 支援協力の内容
- (3) 支援協力の場所及び経路
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡体制）

第4条 乙は、甲から支援協力の要請を受け入れる体制を整備し、その内容を明らかにして甲に報告するものとする。

（自主支援協力）

第5条 乙は被害が甚大で甲の要請を待ついとまがないと判断した場合は、自主的に支援協力をするものとする。

2 前項の規定により自主的に支援協力をした場合、乙は口頭、電話等により鶴岡市災害対策本部に連絡するものとする。

（経費の負担）

第5条 支援協力に要した経費の負担については、災害発生直前における物資の適正な取引価格等を基準に甲乙協議をして決定するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲は、この協定に基づく供給協力が円滑に行われるよう、必要に応じて情報や資料の交換及び訓練を実施するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定は、平成9年9月26日から効力を生ずるものとし、この協定を証するため、本協定書を2部作成しそれぞれ記名の上、各1通を保有する。

平成9年9月26日

甲 鶴岡市長

乙 鶴岡地区危険物安全協会会長